国際ロータリー第2840地区

ロータリー財団ハンドブック

保　存　版

The Rotary Foundation

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会

ロータリー財団ハンドブックインデックス

ロータリー財団とは

第１章　ロータリー財団とは …… 2

第２章　プログラムとシェアシステム …… 5

地区補助金

地区補助金の概要と全般的な基準 …… 10

地区補助金事業の申請 …… 11

地区補助金事業の実施と報告 …… 13

申請書・報告書の動画視聴方法 …… 14

グローバル補助金

クラブ・地区が立案するグローバル補助金 …… 16

グローバル補助金の申請から終了までの流れ …… 22

グローバル補助金の申請と報告 …… 23

第 2840 地区グローバル補助金審査基準 …… 24

● クラブが準備をしなければならないこと …… 25

● 補助金プログラムへの参加資格 …… 26

第１章　ロータリー財団とは　This is The Rotary Foundation

国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名づけられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。

1．財団の定義（Definition Of The Rotary Foundation）

ロータリー財団は、ロータリークラブおよび地区を通じて実施される、承認された人道的および教育的活動の支援のために寄付を受け付け、資金を分配する非営利財団である。

（ロータリー財団章典10.010.2011年9月管理委員会会合決定8号）

ロータリー財団は、寄付を受け取り、ロータリークラブや地区の人道的および教育的活動でロータリー財団が承認したものに補助金を提供する非営利法人と定義されている。この定義は2011年9月の管理委員会で再確認された。

国際ロータリーは、ロータリークラブを通じてロータリアンから人頭分担金を集めている。もちろん寄付金を受けることもできるが、寄付者に税制上の優遇措置を与えることはできない。そこでイリノイ州法の別の条項の下に、独立した非営利財団のロータリー財団を設立し、米国の寄付者に税制上の優遇措置を講じている。国際ロータリーがロータリー財団の法人会員となっているので、ロータリー財団の正式名称は国際ロータリーのロータリー財団で、ロータリー財団がロータリーの方針に沿わない活動をすることはない。両者は理念としては一体のものである。

ロータリー財団の資産が国際ロータリーの資産の5倍くらいあるため、ロータリー財団の活動が目立ち、その資産を活用して独自の活動をしているのではないか、と危惧するロータリアンもいるが、決してそのようなことはなく、ロータリー財団はその資産を増やし、奉仕活動を広げていくことに貢献している。

2．使　命（Mission）

国際ロータリーの使命

国際ロータリーは、他者に奉仕し、高潔さを促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進する。

ロータリー財団の使命

ロータリー財団は、ロータリアンが、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を構築できるように支援することである。

ロータリー財団の標語

「世界でよいことをしよう」(Doing Good in the World）が、ロータリー財団の標語である。

3．歴　史（History of The Rotary Foundation）

ロータリー財団は、1917年、米国ジョージア州アトランタで開催された国際大会において、アーチC.クランフ（Arch C. Klumph）が「全世界的な規模で慈善・教育・その他社会奉仕の分野でよりよいことをするために基金をつくろう」と提案したことに始まった。アーチ・クランフは、6人目（第7代）のＲＩ会長で、ロータリー財団の父と呼ばれている。各地のロータリアンが目先の世界の出来事に目を奪われている第1次世界大戦中にアーチ・クランフの夢が提起された。

数カ月後に、この新しく誕生した基金は米国ミズーリ州カンザス・シティーRCから米貨26ドル50セントの最初の寄付金を受け取った。

1928年ミネソタ州ミネアポリス国際大会で、この基金はロータリー財団と名づけられた。大恐慌が世界中で影響を及ぼし始めた1930年に、財団は、最初の補助金を授与することができ、ロータリーの創始者、ポール・ハリスが名前を秘して、500米ドルを寄付し、身体障害児童保護国際協会にその500米ドルを贈ることを要望した。

その後、ロータリー財団は国際ロータリー理事会の同意の下に信託宣言を作成し、1931年11月12日に信託組織となった。この信託宣言の大要は、ロータリー財団が受け取り管理する財産およびその収益は、

すべて国際ロータリーが行う活動のためにのみ支出されるというものであり、この信託宣言は今も生きている。

ちなみにロータリー財団月間（注）は、11月であるが、当初は、11月15日を含む１週間が財団週間であった。信託宣言が11月であったことで財団月間が11月である理由の一端があると言える。

（注）ロータリー財団月間（The Rotary Foundation Month）

1964-65 年度ＲＩ理事会と管理委員会は、毎年 11 月 15 日を含む１週間をロータリー財団週間とすることを定めた。その後、1983-84 年度に、11 月をロータリー財団月間と定めた。11 月には、全クラブが同時に財団月間を実施し、この月間はクラブが財団プログラムを支援、推進、参加する特別の期間である。月間中、財団の活動を広く知らせる手段として、ロータリー財団補助金受領者その他が、クラブ例会や教育機関や地域社会の会合で、ロータリー財団について講演する。財団の奨学金事業および人道的諸事業についての知識と理解を深め、財団の推進に役立つプログラムを実施するためのＲＩ理事会指定の月間である。

1947年1月27日に、ポール・ハリスがイリノイ州シカゴの自宅で亡くなった。70カ国以上30万人以上のロータリアンがロータリーの創始者の死を悼み、寄付金が国際ロータリーに相次いで寄せられた。財団のほうでも、ポール・ハリス記念基金を設け、ポールに敬意を表したいロータリアンに対して、財団寄付をお願いした。その反響は素晴らしいもので翌年の7月迄に、130万米ドル以上が寄付された。

1948年には最初の財団プログラム、高等研究奨学金により、米国、ベルギー、英国、フランス、メキシコ、中国の18人の若い人たち（当時奨学生は全員男性、2年目からは女性にも奨学金が授与された）が選ばれ、他国でそれぞれの専門分野（大学院課程）を勉学した。当時、この人たちはポール・ハリス・フェロー、ロータリー・フェローと呼ばれていたが、これが最初のロータリー国際親善奨学生だった。

＜年　表＞

1917年 米国ジョージア州アトランタで開かれたロータリー国際大会で、ロータリー会長アーチ・クランフが「世界でよいことをする」ための基金の設立を提案。カンザス・シティーロータリークラブ（米国ミズーリ州）から、最初の寄付26ドル50セントが基金に寄せられる。
1928年 ロータリー財団と正式に命名され、初代管理委員が任命される。
1930年 国際障害児協会（Easter Sealsの前身）へ500米ドルを贈り、これが財団の補助金第１号となる。
1947年 ロータリー創設者、ポール・ハリスが逝去。その後18カ月間に、ハリスを追悼する寄付100万米ドル以上が財団へ寄せられた。
〃　ロータリー財団初のプログラムとして「高等教育のためのロータリー財団奨学金」を開始。
1957年 ポール・ハリス・フェローの認証を開始。
1962年「技術研修のための奨学金」（後の職業研修奨学金）の授与を開始。
1978年「保健、飢餓追放および人間性尊重（3-H）補助金」プログラムを創設。
1979年 3-Hプロジェクト第１号として、フィリピンの600万人以上の子どもにポリオ予防接種を実施。
1981年「世界理解と平和のための基金」を設立。
1983年 ロータリー財団が法的に信託から非営利法人に変更される。
1985年「ポリオプラス」と「大学教員のための補助金」プログラムを開始。
1994年 西半球のポリオフリーが宣言される。
1999年 ロータリー平和センターを創設。
ロータリー平和フェロー第一期生が2002年秋より留学を開始。
2000年 西太平洋地域のポリオフリーが宣言される。
2002年 財団がポリオ根絶のための1年間の募金キャンペーンを行い、目標額8,000万米ドルを大きく上回る1億3,000万米ドルを達成。ヨーロッパ地域のポリオフリーが宣言される。
2002年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団から「世界保健のためのゲイツ賞」として100万米ドルがロータリー財団に授与される。
2004年 補助金モデルを更新する必要性を財団管理委員会が認識し、後の「未来の夢計画」となる構想に着手。
2007年 ポリオ根絶資金を集めるため、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団がロータリーに対して1億米ドルの

チャレンジ補助金を授与。

2009年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団が、ポリオ根絶活動のためにさらに2億5,500万米ドルをロータリーに授与。前述のチャレンジを2億米ドルに引き上げ、ロータリーが集めた資金1米ドルごとに、米貨3ドル55セントが上乗せされることとなった。

2010年 3年間にわたり100地区が新しい補助金モデルを試験する未来の夢試験段階を開始。この補助金モデルは、(新) 地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントの3種類で構成される。試験段階の一環として、地区による職業研修チーム（VTT）の派遣・受入れ、ロータリーの6つの重点分野に沿ったプロジェクトの実施も行われた。

2013年 ロータリーがポリオ根絶のために集めた資金に対して、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団が2倍額を上乗せすることを発表（5年間、年間3,500万米ドルまでの寄付が対象）。
未来の夢試験段階が終了。新しい補助金モデルが全世界に導入される。マッチング・グラント、(旧) 地区補助金、国際親善奨学金、GSEは廃止される。

2014年 東南アジア地域のポリオフリーが宣言される。

2017年 ロータリー財団100周年
財団100周年の幕締めとなるアトランタ国際大会で財団生誕の地での祝賀会開催、ロータリーをはじめ寄付国、寄付団体がポリオ根絶に13億米ドルを寄付する約束をした。ロータリーは、向こう3年間で1億5,000万米ドルを約束した。ロータリーのポリオ根絶寄付に対してビル＆メリンダ・ゲイツ財団が倍額を上乗せしてきたマッチングを継続し、7月1日から向こう3年間、年間5,000万米ドルまでをマッチング対象とすることを約束した。

2018年 ４月ロータリー平和センタープログラムを支援するための日本ロータリー平和センター恒久基金を設立。

2019年 １月ロータリー財団章典の日本語訳版（2018年10月版：2018年までの管理委員会決定含む）が初めてＲＩより発行された。ロータリー財団章典（2019年1月版）の構成より従来の3章から6章に細分化された。
「ロータリー災害救援基金」を設立した。(25,000ドルまでの補助金を配分)

2019年 ４月6つの重点分野の名称のうち３つが変更された。(2019年7月1日より有効)

2019年 ６月ロータリー平和センターの設置大学として、ウガンダ（カンパラ）にあるマケレレ大学を承認。(平和と紛争研究に関する専門能力開発修了証取得プログラム)

2020年 1月22日ロータリーとゲイツ財団がポリオ根絶資金の上乗せを延長。この提携の下、ロータリーは今後3年間、毎年5,000万ドルを拠出することを目標に掲げ、ゲイツ財団がロータリーの拠出金に対して2倍額を上乗せすることとなる。

2020年 ４月コロナに対する財団補助金活用を推進。新型コロナウイルスへの対応を支援し、その影響を受けている人びとを支援するために、ロータリーの災害救援補助金やグローバル補助金の活用を推進。

2020年 ６月ロータリー財団管理委員会と国際ロータリー理事会は、「環境の保全」という新たな重点分野を追加し、それに伴い、ロータリー財団の使命の改訂した。

2022年 7月1日付で、ローターアクトクラブがグローバル補助金プロジェクトで援助国側提唱者または実施国側提唱者になること（ただし、ローターアクトクラブがグローバル補助金で以前にロータリークラブと一緒に活動したことがあることを条件とする）を許可することに同意した。

2020年 ７月グローバル補助金予算額の下限額を30,000米ドルとすることを規定した。

2021年 １月2022年7月1日より、地区がローターアクトクラブに地区補助金の資金を配分できることに同意した。

2021年 7月1日有効で、ポリオプラスへのDDFの寄贈に対するWFの上乗せを100%から50%に削減した。

2021年 7月1日有効で、グローバル補助金へのDDFに対するWFの上乗せを100%から80%に削減した。

2021年 7月1日より、年次基金（シェア）寄付の5%が、運営費に充てるためにWFとDDFから均等に差し引かれることに同意した。DDFの繰り越しを5年間に制限した。

4．外部評価（Outside Ratings）

ロータリー財団が13年連続で最高評価を得る

ロータリー財団はこの度、米国の慈善団体を評価する独立評価機関であるチャリティナビゲーターより、13年連続で最高の4つ星評価を受けた。

今回の4つ星は、ロータリー財団が部門別のベストプラクティスを実践し、財務的に効率のよい方法でその使命を遂行したこと、また、財務健全性、説明責任、透明性へのコミットメントを示したことが評価されたものである。チャリティナビゲーターが評価する団体のうち、13年連続で4つ星評価を獲得した団体は、全体の1%にすぎない。

チャリティナビゲーターの会長兼CEOのマイケル・サッチャー氏は次のように述べている。「この功績と4つ星評価により、貴財団のファンドレイジングと広報活動によい影響がもたらされるでしょう」 チャリティナビゲーターによる評価では、寄付の活用、プログラムとサービスの維持、健全なガバナンスと開放性などが審査される。（2020年12月16日）〈記事／国際ロータリー〉

公益法人ロータリー日本財団

(Public Interest Incorporated Foundation, Rotary Foundation Japan：PIIF-RFJ)

本来ロータリー財団は世界に一つであるべきだが、いろいろな国にロータリー財団の協力財団(Associate Foundation)をもつことが寄付を募る上でも奉仕活動の面でも有益であると認識されている。1967年にカナダに協力財団が設立されたのが最初で、ドイツは1951年に設立され、1987年に承認されている。1988年にインド、1991年に英国、1994年にオーストラリア、2003年にブラジルと日本で設立された。

日本は、2003年4月に特定非営利活動法人ロータリー日本財団すなわち（特活）ロータリー日本財団を登記したが、新公益法人関連三法（法人法、認定法、整備法）が2008年12月1日に施行されたのに伴い、2008年9月10日をもって解散した。

新たに2009年6月に一般財団法人ロータリー日本財団を登記し、2010年12月24日に、待望の公益認定を受け、公益財団法人ロータリー日本財団（Public Interest IncorporatedFoundation, Rotary Foundation Japan：PIIF-RFJ）が認定された。

それに従い2011年4月1日より、恒久基金を除き、個人および法人の寄付に対して税制上の優遇措置を講じることができるようになった。さらに、2011年7月1日からは恒久基金についても税制上の優遇措置を講じられた。

第２章　プログラムとシェアシステム

1．ロータリー財団の寄付の使われ方

①年次寄付

年次寄付金は３年間、資金として運用し、その運用益は財団の運営費に使われる。元金は３年後、47.5%が地区財団活動資金（DDF）として戻され、47.5%が国際財団活動資金（WF）として活用される。これがシェアシステムと呼ばれるものである。

②恒久基金

恒久基金は元金を使わない。運用益のみを地区と財団で使う。

③ポリオプラス

ポリオプラスやロータリー平和フェローシップおよびロータリーの重点分野等に対する寄付に指定した寄付金は、指定されたポリオ根絶のためやフェローシップ支援にのみ全額が使われる。

2. ロータリー財団のプログラム（Programs of The Rotary Foundation）

寄付金を使う活動

寄付金の使い方は、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ロータリー平和センタープログラム」、「ポリオ・プラス・プログラム」「災害救援基金」の5つです。

地区補助金

＊地区に一括して授与される補助金

DDFの50%以内

- 事業分野はクラブと地区の自由裁量
- 1プロジェクト当たりの補助額に下限はない。
- 地元地域社会でも海外でも事業を実施できる。
- 使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等をクラブで保管しておく。
- 時々、無作為に地区に対して R 財団本部からの監査がある。
- DDF のみで WF は使えない。

（事業例）

- 人道的奉仕事業
- 音楽や文学・歴史等に関する奨学金（海外留学でも地元の大学に行く場合でも可）
- 経済的に困っている学生への学費の支援
- 職業研修チーム派遣（期間、人数ともに自由）
- 職業訓練の支援
- 海外のクラブとの協力事業
- 地元地域社会での奉仕事業
- 海外での奉仕事業（ロータリーのある国でも、ない国でも可）
- 海外や国内での建物、施設の増改築やインフラの建設も可
- その他、社会的ニーズの強い奉仕事業（人道的なもの）

グローバル補助金

＊2カ国以上のクラブ・地区が7つの重点分野に関するプロジェクトを共同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。

最低予算総額は30,000ドル、WF最高授与額は200,000ドル（10万ドル以上は、管理委員会の承認が必要）

- 現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされプロジェクトが実施される。
- グローバル補助金の為のDDFに対するWFからの上乗せが１に対して0.8になります。
- 現金拠出に対してWFからの上乗せはありません。また現金拠出に対して管理運営費として5%が必要です。

（事業例）

- ７種類の重点分野を専攻する奨学金（1年から４年間）
- ７種類の重点分野に関する職業研修チームの派遣
- ７種類の重点分野に関する多額の人道的事業
- その他、7種類の重点分野に関する事業
- 改築・増築も可能
- インフラ建設も可能
- ロータリーのある国でのみ事業実施可

グローバル補助金は、次の7種類の重点分野に活用する。

- ＊平和の構築と紛争予防
- ＊疾病予防と治療
- ＊母子の健康
- ＊水と衛生
- ＊基本的教育と識字率向上
- ＊地域社会の経済発展
- ＊環境

ロータリー平和センタープログラム

補助金の下限50,000ドル～上限120,000ドル

- 財源は、DDF の寄贈、現金寄付、WF、基金寄付、期限限定寄付、遺贈等です。

世界7ヶ所・8大学

- ●国際基督教大学（日本）
- ●ウプサラ大学（スエーデン）
- ●ブラッドフォード大学（イギリス）
- ●クイーンズランド大学（オーストラリア）
- ●デューク大学（アメリカ）
- ●ノースカロライナ大学チャペルヒル校（アメリカ）
- ●チュラロンコーン大学（タイバンコク）
- ●マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）

- 紛争解決と平和に関する国際問題について研究する為のフェローシップです。
- ロータリーフェローシップは、2年間、ロータリー平和センター（世界7ヶ所、8大学にある）で修士課程において学びます。（15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもある）
- ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発修了証を取得する３ヶ月コースもある。

ポリオ・プラス・プログラム

補助金の下限、上限ともになし

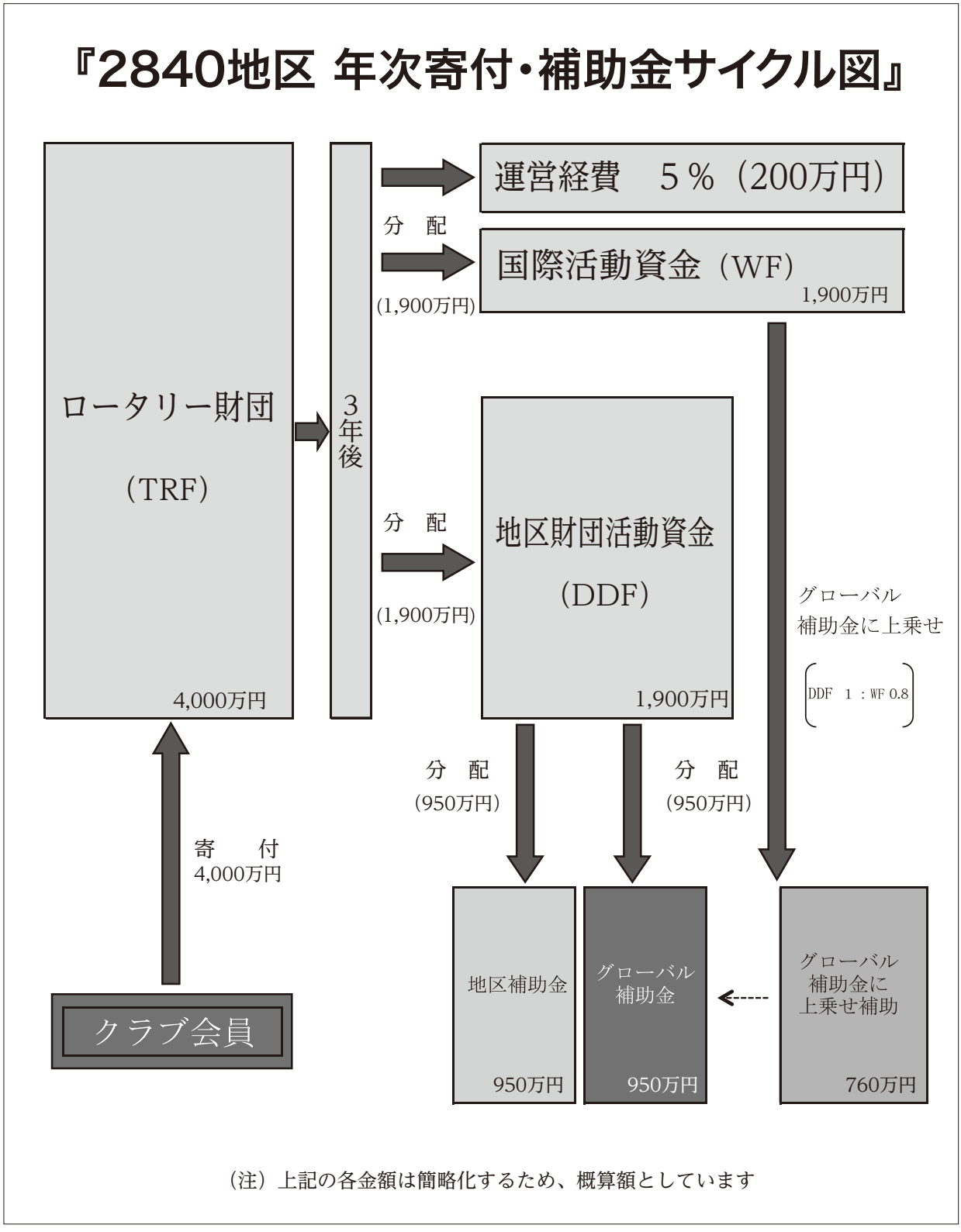
- ポリオ・プラス使途指定寄付金等
- ポリオ・プラス基金 100%で実施

- ポリオ・プラス
  ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして同時追放を目的としている。
- ポリオ・プラス・パートナー
  ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、①全国予防接種日のための地域社会動員、②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、③ポリオ担当役員・免疫専門医への援助活動の三つのニーズの目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。

3. シェアシステム（Share System）

ロータリー財団へのご寄付は、シェアシステムと呼ばれる仕組みを通じて、様々な奉仕活動を支える補助金に生まれ変わる。地区内のクラブからの年次基金（シェア）へのご寄付は、ロータリー年度末に、国際財団活動資金（WF）と地区財団活動資金（DDF）に分けられる。

●３年の資金サイクル



（注）上記の各金額は簡略化するため、概算額としています

●シェアと地区財団活動資金（DDF）

ロータリー財団への寄付は、シェアシステムと呼ばれる仕組みを通じて、様々な奉仕活動を支える補助金に生まれ変わる。地区内のクラブからの年次基金（シェア）への寄付は、国際財団活動資金（WF）と地区財団活動資金（DDF）に分けられる。

地区は、寄付の3年後にこのDDFをクラブや地区、または財団のプロジェクトのために活用できる。DDFの半分までを地区補助金として使用でき、残りをグローバル補助金の申請、ポリオプラスやロータリー平和センターの支援、ほかの地区への寄贈のために使うことができる。

地区役員は、地区DDFの使用可能な金額と使用状況を、「SHARE Contribution Detail Report（地区のシェアに関する概要レポート）」ならびに「Available DDF by District Report（地区で利用可能なDDF）」から確認することが奨励されている。

●国際財団活動資金（WF）

国際財団活動資金（WF＝World Fund）は、世界の最優先課題に取り組む活動に資金を提供するものである。シェアシステムを通じた寄付の50%がWFとなるが、寄付すべてをWFに指定することも可能である。WFはロータリー財団が管理し、全ロータリー地区が申請できる補助金やプログラムの資金として活用される。

【資金モデルの変更】

グローバル補助金は、2013-14年度の導入以来、大きな成功を収めてきた。初年度には868件、4,730万ドルの補助金が授与されたのに対し、2019-20年度には1,359件、9,560万ドルにまで増加した。グローバル補助金授与額の増加率が100%を超える一方で、同補助金の主な資金源である年次基金への寄付がこのペースに追いついていない。その結果、グローバル補助金への需要が、利用可能な資金を大きく上回っている。

これに加え、財団は、新型コロナウイルスがもたらした前例のない課題に取り組むため、2020年3月以来、コロナウイルス対応のプロジェクトに対し、災害救援補助金として3,200万ドルを授与した。

グローバル補助金のために各年に使用可能な国際財団活動資金（WF）の額は、主に年次基金への寄付によって決まる。過去数年間、ロータリーの最優先活動に必要な資金源であるWFは、各年度末を待たずに枯渇しており、結果として、多くの補助金申請に資金が授与できない状況となっている。財団は今年度、グローバル補助金に使用できる資金を増やすため、数々の経費削減策を取った。また、管理委員会とＲＩ理事会は、財団の運営準備金とＲＩ予算剰余から1,500万ドルを国際財団活動資金（WF）に充てた。これにより合計で2,000万ドル近い追加資金が今年度に使用可能となったが、それでも需要に応えるのに十分ではない。管理委員会は、グローバル補助金の需要の高まりから、今年度だけでなく今後も資金不足が生じると予測している。

ロータリー財団は、グローバル補助金における需要と供給のバランスを図ることを目的に、方針上の変更を承認した。

＜WFの最低授与額の廃止＞

グローバル補助金のためのWFの最低授与額が、即時有効で廃止となる。最小のプロジェクト予算の30,000ドルに変更はなく、最低予算が30,000ドルで、WFの最高授与額が40万ドルとなる。これにより、申請者は、DDFのほか、現金、冠名指定寄付、冠名基金の収益を組み合わせて、資金を調達することができる。

＜代替の資金調達方法＞

再び需要がWFの供給を上回る状況に陥った場合、グローバル補助金提唱者がWFの上乗せなしで資金を調達することを奨励する。つまり、提唱者は、DDF、現金、冠名指定寄付、または冠名基金の収益を使って、最低30,000ドルの予算を調達できる。この方法により、DDFがある提唱者は、WFが利用できなくても、別の資金源を組み合わせて、DDFを用いてグローバル補助金活動を行うことができるようになる。

＜現金拠出に対する上乗せを停止＞

2020年7月1日から有効で、現金拠出に対してWFからの上乗せを停止することを決定した。すでに承認されている補助金については、この変更は適用されない。また、上乗せはないが、現金拠出は引き続き行うことができる。

＜援助国の拠出割合を引き下げ＞

グローバル補助金の人道的プロジェクトの申請にあたり、海外の援助国側提唱者が拠出額の少なくとも30%以上を拠出するという条件が、15%に引き下げられた。

＜DDFに対する上乗せを80%に引下＞

2021年7月1日から有効で、グローバル補助金のためのDDFに対するWFからの上乗せが、80%に引き下げられる。

2021年7月1日以降のグローバル補助金対象事業（予算額：3万米ドル）の場合

- DDF10,000ドル＋WF8,000ドル（DDFの80%）＋現金拠出12,600ドル（現金拠出に対してWFからの上乗せはなく、管理運営費5%含む）＝30,000米ドル＋600米ドル（現金拠出の管理運営費５%）

(留意点)

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む）のうち少なくとも15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものでなければならない。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

※現金拠出には、それがロータリアンからであってもロータリアン以外からであっても、管理運営費を賄うための5%の上乗せを含めなければならない。

ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件（VI. 補助金の資金源Ｐ76）参照

＜ポリオプラスに対する上乗せを50%に引下＞

2021年7月1日から有効で、ポリオプラスへの地区財団活動資金（DDF）の寄贈に対しては、国際財団活動資金（WF）から､100%ではなく､50%が上乗せされる。ビル＆メリンダ・ゲイツ財団からは今後も、2倍額が上乗せされる（上乗せの対象となるロータリーからの金額は毎年5,000万ドルまで)。

＜シェアモデルの変更＞

年次基金（シェア）寄付の5%が、運営費としてWFとDDFから均等に差し引かれる。現在は、年次基金（シェア）への寄付は、50%がDDF、45%がWF、5%が運営費となっている。2021年7月1日より、47.5%がDDFとWF、5%が運営費となる。

＜未使用DDFに対する繰越を5年のみとする＞

DDFの未使用額を繰越しできるのは5年間のみとなる。2026年7月1日より、5年以上前のDDFの未使用額は、地区の翌年のDDFには繰り入れられず、地区の指定に基づき、ポリオプラス、重点分野のための恒久基金、ロータリー平和センター、災害救援基金、WFのいずれかとして使用される。2026年7月に再指定の対象となるのは、2021年7月繰越し分つまり2020-21年度DDFの未使用額である。

●DDFとWFの使途

地区ロータリー財団管理委員会が使途を決定する。

Ⅰ. 地区補助金に使用

- DDFの50%以内の額をもって、地区が財団に一括申請する。申請時に、使用計画書を提出し、審査を受ける。
- クラブは地区に地区補助金個別プロジェクトを申請し、地区より補助金を受け取る。補助金額は地区が審査する。

Ⅱ. グローバル補助金事業の資金に使用

- クラブがDDFを使用する場合、DDF活用申請書を地区へ提出する。
- 地区のDDF使用計画の下で、個別プロジェクトへのDDF使用額が検討される。
- 使用の承認は、ガバナーと地区ロータリー財団委員長が行う。

Ⅲ. 寄贈

- ポリオプラス基金
- ロータリー平和フェローシップ基金
- ロータリー平和センター恒久基金へ寄贈する

1．地区補助金の概要

「地区補助金」は、クラブと地区がロータリー財団の使命を支え、国内外の地域社会のニーズに取り組むための補助金です。

地区が一括して国際ロータリーのロータリー財団に申請し、地区の管理のもとで、クラブに配分します。

比較的規模の小さい、短期的な活動（原則単年度事業）を支援することを想定しています。

2．地区補助金事業の全般的な基準

（1）ロータリー財団の使命に沿っていること
（2）ロータリアンとローターアクターが積極的に参加すること
（3）ロータリー標章の使用に関する方針を遵守すること
（4）承認された活動だけに資金を使うこと
（5）参加する未成年者の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること
（6）補助金参加者は「利害の対立」を避けるよう行動すること

「利害の対立について」

（授与と受諾の条件・利害の対立に関する方針）

利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる人が、自分やその家族、個人的な知人、仕事上の同僚、業務上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のある個人間の関係を指す。

3．地区補助金事業の申請について

地区補助金を利用できる主な活動

（1）地元や海外での奉仕プロジェクト
（2）奨学金（分野、教育のレベルは問わない。国内外を問わない）
（3）建築と改築（インフラの建設・既存建物の増改築・修理・改装等）
（4）災害救援

地区補助金を利用できない活動および支出

（1）特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの
（2）特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること
（3）完全に宗教を目的とした催し物を行うこと
（4）特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援
（5）募金活動
（6）補助金が承認される前に発生した費用または進行中もしくは既に完了した活動
（7）土地や建物の購入
（8）創立記念式典などのロータリー行事に関連する経費
（9）広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
(10)1,000 ドルを超える、プロジェクトの標識
(11）他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
(12）受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付
(13）ロータリーが主催ではない大会やイベント（ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動の後援、共催は原則不可）
(14）クラブ運営費（ホームページの作成費等）
(15）利益の追求を目的とする団体（株式会社等）に対する支援

地区補助金の受益者となることができない人

（1）現ロータリアン・ローターアクター及びその親族
（2）クラブ、地区、その他のロータリー組織、国際ロータリーの職員及びその親族
（3）元ロータリアンおよびその親族（退会から３年間適用）

継続的支援に該当する指針

支援先が同一（個人・団体）や同一事業の場合、１回目の補助金支援を受けてから３年連続して補助金支援を受けた場合には、４年目は異なる（個人・団体）支援先、異なる事業にすることを確約した上で申請書を受理する。

可・否	○	○	○	×	○	○	○	×
年　度	1	2	3	4	5	6	7	8

横軸は事業年度

2840地区　地区補助金審査基準

1．奉仕プロジェクトの妥当性（地域社会の意向・人道性・教育性）
2．プロジェクト総額とクラブ拠出金額の妥当性
3．見積書・仕様書・カタログ等の妥当性（必要に応じて写真等添付）
4．申請クラブの会員への周知・参加（ロータリアン・ローターアクターの積極的参加）
5．寄贈品等、物品目録の帰属先の特定とメンテナンスの責任者を特定（ロータリアンの関係者に直接利益をもたらすものでないこと）※使用後にクラブの物にならない事。
6．実施時期の特定（プロジェクト承認前の経費支出が禁じられている）
　７月１日前の支出は厳禁

申請上の注意

（1）申請年度の補助金管理セミナーへの出席が資格要件となります。
（2）計画に当たっては、支援先と事業内容や寄贈品について綿密な打ち合わせをしてください。
（3）見積書の宛名はクラブ名になっているか、総額は税込みになっているか、確認をしてください。
（4）補助金申請額の20%以上をクラブ拠出金として負担してください。
（ローターアクトは、ロータリークラブの支給要件に準じます）
（5）見積書、カタログ、仕様書、支援先の資料、使用するロータリーマークの図案を添付してください。
（6）ロータリークラブの広報や公共イメージの向上を直接の目的としないでください。
（7）専用銀行口座は解約せず継続して使用し、原則としてすべての支払いをこの口座から振込みしてください。（金融機関によっては名義変更が困難な場合があるので、その場合名義変更は不要です）
（8）１クラブ１プロジェクト申請を原則として、複数クラブでの共同プロジェクトを申請する時はクラブ単独での申請はできません。
（9）申請期限を厳守してください
(10)「ロータリー財団　地区補助金　授与と受諾の条件」を熟読してください。

４．地区補助金事業の実施と報告

実施上の注意点

（１）申請書の内容で審査を通過し補助金が支給されています。申請書記載の内容どおり事業を行ってください。大幅な変更が避けられない場合は再申請になりますので分区担当者に御相談ください。
（２）事業は、原則７月１日から３月末日までの間に実施してください。
（事業の特性上４月以降になる場合は分区担当者に御相談ください）
（３）支払いは補助金専用口座にクラブ拠出金を入金し、全て専用口座から振込んでください。（補助金入金前は総額をクラブ拠出金で立替え、その後精算してください）
（４）財団および地区は、補助金を授与するのみで、事業実施には責任を負いません。子どものケガなどに対応する保険等は、クラブで必ず加入してください。
（５）新聞、TV等の報道機関を呼んで記事、ニュースにしてもらってください。
（６）寄贈物品にはロータリーマークを入れてください。



（７）クラブ会員数の50%以上が事業に関わるようにしてください（施設管理等の理由により大勢で訪問することが難しい場合は、理事会や例会で事業報告会を実施し、その出席人数を参加人数に含めてください）
（８）報告書に添付する資料を意識し、寄贈式、清掃活動など、写真に残してください。

報告書作成について

（１）申請担当者が報告書を作成してください。
（２）地区補助金の報告は、全てのクラブを一括してロータリー財団に報告することになっており、前ロータリー年度の地区補助金報告が完了するまでは次年度の補助金が支払われないため、事業終了後は１か月以内に報告書を提出してください。
（３）事業の軽微な変更は、報告書の「事業内容変更理由」に記載してください。
（４）通帳は解約しないでください。残高はゼロ円にしてください。
（５）専用口座の利息は、クラブ拠出金として処理してください。
（６）通帳、請求書、振込票（もしくは領収書）を添付してください。
（７）物品寄贈の場合、寄贈した物品、使用したロータリーマークの写真と受領証や寄付受入書を添付してください。
（８）クラブ内で事業報告会を行いその時の写真・週報や新聞記事等を添付してください。
（９）活動の様子を写真で添付してください。
※注意
青少年参加の写真や個人情報は、本人の許可と保護者の許可を得るか、顔にぼかしやモザイクを入れ写真を加工してください。
（10）添付ファイルは書類ごとにファイルに分け、内容が推知できる分かりやすいファイル名とした上で添付してください。
（11）地区補助金に関連する全ての書類は５年間クラブで保管してください。
（12）報告についての不明点・疑問点はガバナー事務所ではなく、各分区担当者にお問い合わせください。

申請書・報告書の動画視聴方法

申請書・報告書の入力方法の動画の視聴方法

国際ロータリー第2840地区のホームページをひらきます。（ログインは不要）
ホームページ下段の「地区補助金の申請と報告の動画はこちら」　→　ロータリー財団資料　→　セミナー動画



申請書・報告書の入力方法の動画を作成しました



各10分ほどの動画です。ぜひ参考にご覧になってください。

1. ロータリーの重点分野

グローバル補助金は、財団からの大きな支援の下、より長期的な視点から持続可能な活動に参加する機会を提供するものです。
財団の使命に関する以下の重点分野において、多大な影響をもたらす大規模なプロジェクトや活動に補助金を活用できます。

地元地域や世界のために、持ちうるリソースを最大限に生かしたい。そう願うロータリーは、これまでの長年の経験から、もっとも大きく、持続可能なインパクトをもたらすことをめざして活動しています。

現在の重点分野

財団はロータリー財団グローバル補助金について以下の7つの重点分野を支援する。

①平和構築と紛争予防（Peacebuilding and conflict prevention）

ロータリーは、地元や海外の地域社会における紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。紛争の予防・仲裁や難民支援に当たる人材を育て、異文化間の交流と対話を促すことで、平和な世界づくりを目指しています。

今日、紛争、暴力、弾劾、人権侵害によって家を追われた人の数は7,000万人。その半数が子どもです。このような状況を、私たちは絶対に受け入れません。ロータリーは、異文化交流を通じて相互理解の心を育て、紛争解決のスキルを備えた人材の育成を通じて平和な世界づくりを促進しています。

②疾病予防と治療（Disease prevention and treatment）

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システムを強化します。

③水と衛生（Water, sanitation, and hygiene）

ロータリーは、安全な水源の管理と保護を促し、安全な飲み水と衛生（衛生設備や衛生教育など）への普遍的かつ公平な利用を実現する活動を支援します。ロータリー財団は、環境的に健全で、測定可能かつ持続可能な介入を通じて、政府、諸機関、地域社会が水と衛生の分野における事業を管理できるようエンパワメントを図ることに力を入れています。

④母子の健康（Maternal and child health）

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、および医療従事者の研修によって、医療システムを強化します。

⑤基本的教育と識字率向上（Basic education and literacy）

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

⑥地域社会の経済発展（Community economic development）

ロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済発展を創出し、人びとと地域社会が貧困を緩和していけるよう支援します。

⑦環境（Environment）

ロータリーは、天然資源の保護と保存を強化し、環境の持続可能性を促進し、さらに人々と環境の間の調和を育成する活動を支援します。

グローバル補助金へのクラブからの寄付金は、指定されたグローバル補助金プロジェクトに使われる。地区補助金とグローバル補助金を地区や地区内クラブで使うことができる。



クラブと地区は、重点分野の範囲内で、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができます。

クラブ・地区が立案するグローバル補助金

クラブ・地区が財団の重点とする7つの重点分野に関するプロジェクトを独自に立案し、申請するものです。

2. 概　要

●重点分野のいずれかに該当するプロジェクトでなければなりません。 ①平和と紛争予防　②疾病予防と治療　③水と衛生　④母子の健康 ⑤基本的教育と識字率向上　⑥地域社会の経済発展　⑦環境
●1件当りの補助金額は、総事業予算は30,000ドル以上。WF最高授与額は200,000ドル。
●財源はＤＤＦとWFと現金の組合せ。組合せ率-DDFなら1：0.8でWFが組み合わされます。現金拠出に対して管理運営費として5％が必要になります。
●人道的プロジェクトの援助国側提唱者は、提唱者による拠出金総額のうち、15%以上を提供するよう義務づけられています。
●長期にわたるプロジェクト。（例外-職業研修チーム）
●持続性のある成果を上げ、かつ、その成果を測ることができなければなりません。比較的大規模のプロジェクト。（予算が少なくとも30,000ドル以上のプロジェクト）
●奨学金の場合、重点分野で海外の大学院で学ぶ場合のみ。
●2カ国以上のクラブまたは地区が参加します。国際プロジェクトのみ。
●ロータリー・クラブが存在する国および地域のプロジェクトのみを支援します。
●Host Sponsor（プロジェクト実施地のクラブまたは地区）とinternational Sponsor（海外の援助提供クラブまたは地区）の両者が必要です。
●同時に10件まで申請できます。（地区の場合は、地区補助金を含めて10件です。）
●個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、プロジェクトに現金があり、ロータリー財団に返却した場合、WFに組み入られます。
●ロータリー財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を授与します。
●プロジェクトに参加するロータリアンの旅費は支給されない。（ただし、職業研修チームリーダーを除く。）

3. グローバル補助金の条件

・グローバル補助金の条件は以下の様なものです。

●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金は授与されません。
●補助金参加者について定められているConflict of Interest（利害の衝突）の方針に従うこと。Conflict of Interest-ロータリアンやロータリー従業員の親族が奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。またロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。
●ロータリー・マークを適切に使用すること。

4. グローバル補助金を次のものに使うことはできません。

・グローバル補助金を利用する場合、次のものには使えませんのでご注意ください。

●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
●政治、宗教に関わること。
●教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
●武器の購入。
●ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトなどの国際ロータリー・プログラムの支援。
●18歳未満の青少年の海外渡航費（親または保護者同伴の場合を除く）
●人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅、低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
●人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。

5. 人道的プロジェクト

・グローバル補助金を利用して、持続可能で、成果を具体的に測定できる人道的プロジェクトを実施することができます。以下に、人道的プロジェクトについての留意点をいくつか挙げます。

●一つまたは二つ以上の重点分野において、恵まれない人々の最低限ニーズに応えると同時に、全体の幸せを高めるようなプロジェクトでなければなりません。
●プロジェクトの実施地のロータリー・クラブまたは地区が手がけたプロジェクトの資金を調達するものでなければなりません。
●インフラ（社会基盤）の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。（ただし、必ずしもこれらに限定されるという訳ではありません。）
●既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装。など可
●受益者の旅費に限り、海外の渡航費用。可
●国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、受益者の旅費。可
●プロジェクト実施にかかわるプログラム費用、給与、給付金、謝礼。可
●レベル1：US　15,000ドル～　50,000ドル　現地訪問の定めはありませんが現地訪問が望ましい。

6. 奨学金

・7つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持ち、大学院レベルの奨学金を求めている奨学生を、グローバル補助金で援助できます。
・以下に奨学金に関係する要点をいくつか挙げます。

●専攻分野は、ロータリー財団の重点分野でなければなりません。
●奨学生は、教育レベルの条件を満たしている限り、年齢を問いません。
●奨学金の期間は、大学院またはそれに相当するレベルの1年から4学年度です。 地区規定あり
●教育機関と学業プログラムは、ロータリー財団の承認を受けなければなりません。
●奨学金には、授業料、旅費、生活費、保険料、その他ロータリー財団承認の他の教育関連の費用が含まれます。
●教育機関の所在地となる地区・クラブがホストを務めます。隣接地区や他の地区はホストになれません。
●奨学金の受領者は、受入地区（実施国）内に居住しなければなりません。
●ホスト・クラブまたは地区がホスト・カウンセラーを任命します。

●奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、派遣側のクラブまたは地区が奨学金返還に助力するものと期待されています。
●奨学生の条件 *実施国（受入国）の言語に堪能であること。 *奨学金申請時に、大学院レベルの無条件の入学許可書または、大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。
●補助金を申請する時点で、受入地区と、提唱者を派遣する派遣地区の番号を入力する必要があります。申請は、奨学金期間の始まる90日前までに行ってください。
●奨学生が、自分の選考する重点分野で将来働くかどうかの判断が重要。

※奨学金に対する応募要項地区規定を定めました。

7. 職業研修（VTT）

・受益社会で人々のスキルを伸ばすために、職業研修を実施することができます。プロジェクトを持続可能なものにするため、人道的プロジェクトを併せて実施するケースもあります。
・技術を学んだり、現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人からなる職業研修チーム（VTT）を海外に派遣する目的でも、この補助金を使用できます。
・職業研修チームのメンバーはそれぞれ異なる職業であってもかまいませんが、同じ重点分野を支援すると言う共通の目的を有していなければなりません。
・以下に職業研修チーム（VTT）に関する説明をいくつか挙げます。

●職業研修チームは必ずしも交換である必要はありません。GSEのようにホストが来訪GSEチームの受入費用を持つとは限りません。派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、ホスト地区での滞在中の費用（宿泊費や食費を含む）をグローバル補助金の中から支払うことも可能です。
●チームは、重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。
●重点分野に関することについて学ぶか教えるかによって能力を高めることを実証しなければなりません。
●職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。
●一つの補助金で一つまたは2つ以上のチームを支援するために使うことができます。
●派遣側（International Sponsor）がチーム・メンバーを選ぶために委員会を設置します。クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることになります。
●チーム構成と基準 *経験豊富なロータリアンのチーム・リーダー1名と、ロータリアン以外の2人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。 *申請者は、重点分野において2年以上の職務経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。
●滞在期間に関する制約はありません。

8. 測定可能性と評価

・**グローバル補助金では、補助金の効果や成果が持続するかどうかが重要視されます。**
・**成果を測定することで、プロジェクトがどの程度の影響をもたらしたかを把握し、将来のプロジェクト計画に役立てることができます。**
・**計画の段階から成果の測定方法を決めておき、補助金の申請時にそれを詳しく説明します。**
・**目標は、量と質の両面で測定できる（数で表し、言葉で明確に説明できる）ものとしてください。**

●**量的な目標** を定めるには、まず基準となるデータを特定します。次に成果を測定する方法を決め、詳細な計画を立てます。
●**質的な成果** は、数や統計で測定しにくいものです。感想や意見、体験談を通じて質的な成果を探ることができます。量的なデータを集めた後で、受益者から話を聞く機会を設け、プロジェクトについてどのように感じているか、プロジェクトから恩恵を受けたと思うかどうかを尋ねます。

・**正確な評価を行うために、以下を考慮に入れるとよいでしょう。**

●**プロジェクトの対象者（誰が恩恵を受けるか）を明確にする。** 地域社会のニーズ調査を徹底して行い、活動案、場所、対象者を決めます。また、ニーズ調査でプロジェクト実施前のデータを集め、このデータを基準に具体的な目標を設定し、成果を測定します。
●**具体性を持たせる。** 誰が恩恵を受けるのか、プロジェクトがどのように展開するかを明確にイメージします。
●**目標を定める。** 期日を定め、それまでにどれだけ目標を達成できたか評価できるようにします。
●**測定方法を決める。** どのように情報を集めて目標の達成状況を測るか決定します。

9. 持続可能性

グローバル補助金では、持続可能な活動と言うことを重要視しています。持続可能性の8つの原則を説明します。

持続可能性の8つの原則

1	グローバル補助金は、ロータリー財団の資金がすべて使用された後も、プロジェクトがもたらした影響を持続していくための活動と対策を組み込んだものとすること。
2	グローバル補助金は、多様なレベルでの持続可能性を目指して取り組むものであること。
3	グローバル補助金は、可能な限り、地元のリソース、地域内の考え方や意見、地域の人々の知識を最大限に活用するものであること。

4	グローバル補助金は、天然資源基盤を大切にし、現地の環境を悪化させたり、破壊したりしないものであること。
5	グローバル補助金は、最大数の人々に恩恵を与えようと努めるものであること。
6	グローバル補助金は、財団の重点分野に関連する職業分野における画期的な新手法に貢献できるよう、奨学生やその他の人々を養成するものであること。
7	グローバル補助金は、自らが働く地域社会や職業に大きな影響を与え、効果を高められるよう、プロジェクトに参加する人々を養成するものであること。
8	グローバル補助金は、ロータリー地域社会共同隊など、草の根の人々や団体の意見やスキルを生かし、プロジェクトと活動の継続性を図るものであること。

グローバル補助金を申請するためには次の条件を満たす必要があります。

グローバル補助金は、次の条件を満たすプロジェクトに使うことができます。

❶7つの重点分野に該当するプロジェクトであること。「重点分野の目的と目標」を必ずご確認ください。
❷持続的で、効果が測定可能なプロジェクトであること。
❸「グローバル補助金の授与と受諾の条件」を満たすプロジェクトであること。

グローバル補助金は今までのマッチンググラントのように、DDF（地区財団活動資金）からの補助金とWF（国際財団活動資金）からの補助金の両方の補助金を受け取ることができます。

❶DDFからの補助金の配分は、（P9）をご覧ください。
❷WFからの補助金は、DDFからの補助金に対して1：0.8までは支給されます。

グローバル補助金の総予算額は30,000ドル以上となります。前期の要件を満たしていてもこの最低支給限度額に満たない場合は、対象外となります。この場合、地区補助金を利用することも考えられます。尚、WFからの支給額の上限は200,000ドルとなっています。

グローバル補助金の申請から終了までの流れ

●グローバル補助金の受付は随時行いますが、地区に必ずご一報をお願いします。(GG奨学金:募集期間有り)

●クラブは、プロジェクトを企画・立案する際に、添付資料「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」と「重点分野の目的と目標」を参照し、プロジェクトがこの条件を満たしているかを確認してください。

●クラブは、申請書を提出する前に、First Stepとして、セルフチェックを必ず行います。このセルフチェックはオンラインで行います。

●更にクラブはホスト・パートナー(プロジェクトの実施国のロータリークラブ)の名前や担当者の氏名、収支予算の地区DDFからの補助金申請額も決定しなければなりませんし、そのための見積も取る必要があります。よって、まずこれらの項目をクリアさせなければなりません。

●そのために、最初にグローバル補助金委員会にDDFの申請書を提出していただきます。

●DDFの申請書の提出に際しては、必ず事前に分区担当グローバル補助金委員に点検を受けてください。

●地区のロータリー財団委員会、グローバル補助金委員会で確認、承認された後、クラブは申請書をTRF(ロータリー財団)に申請します。(オンライン上より)

●この申請書は、オンラインで行います。(MY ROTARY)

●DDFを利用する場合には、ガバナーと地区ロータリー財団委員長の承認が必要となります。その段階まできましたら依頼のメールを送信するか、または、グローバル補助金委員会へご連絡ください。(地区の承認待ち)

●クラブが申請書をオンラインで送信しますとガバナーと地区ロータリー財団委員長に届きます。ガバナーと地区ロータリー財団委員長がオンライン上で確認のチェックを入れますと、申請完了となります。(提出済み)

●クラブは、申請書のコピーを必ずグローバル補助金委員会に提出してください。

●TRF(ロータリー財団)より承認が下りると、プロジェクトが開始できます。(承認済み)

●TRF(ロータリー財団)では、承認後、補助金を授与する口座と署名人の情報を入力し、実施国と援助国両方が同意(クラブプロジェクトの場合はクラブ会長、地区プロジェクトの場合には財団委員長)のチェックをします。この入力とクラブからの拠出金と補助金が合算され、クラブの専用口座に振り込まれます。

●プロジェクトが、1年を超える場合には、中間報告書を提出すれば、引き続きプロジェクトを継続させることができます。

●プロジェクトは、最終報告書を提出し、TRF(ロータリー財団)からのファイナルクローズの連絡を受けて、終了となります。

グローバル補助金の申請と報告

Ⅱ グローバル補助金

1. プロジェクトの報告

（1）ロータリー財団グローバル補助金（GG）報告書（様式5-1～5-4）（ガバナー事務所HPからダウンロードする）を使用してください。
（2）領収書や物品寄贈の場合の受贈者の受領書のコピーや写真を添付してください。
（3）受領書等の各書類は、少なくとも5年間（グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間）保管することとなっております。
（4）プロジェクト終了後2ヶ月以内にガバナー事務所へご送付ください。
（プロジェクトが1年を超える場合には、補助金の最初の支給を受けてから、12ヶ月以内に中間報告書を提出しなければならないこととなっております。中間報告書のコピーもガバナー事務所へ送付してください。）

2. プロジェクトの申請

【グローバル補助金 地域社会調査】
2022年7月1日以降、グローバル補助金（奨学金を除く）の申請書に、「地域社会調査の結果フォーム」の添付が必須となります。プロジェクト計画中の方は、ご準備ください。今年度申請する申請書でも添付していただけます。

（1）ロータリー財団グローバル補助金（GG）のためのDDF申請書（様式3-1～3-2）及びロータリー財団グローバル補助金（GG）事業計画書（様式4-1～4-2）（いずれもガバナー事務所HPからダウンロードする）を使用してください。
（DDF申請書と事業計画書は両方提出してください。）
（2）見積書や物品寄贈の場合には、カタログ・仕様書等を添付してください。
（3）MOU（覚書）の提出・プロジェクト名の入った専用銀行口座の開設（通常は実施国側で開設）・補助金管理セミナー）の出席が資格要件となっています。
（4）グローバル補助金審査基準（2840地区）と授与と受諾の条件を熟読してください。
（5）申請書の提出は随時ですが、6月1日～6月30日の間は年度替りのため、7月1日以降の申請手続をお願い致します。
（申請書の提出を受け、地区の審査会が随時開催されます。）

第2840地区 グローバル補助金 審査基準

1. 奉仕プロジェクトの妥当性（受益地域社会の意向・人道性・教育性・実現性）
2. 実施国の地域社会の人々が特定したニーズであり、積極的に参加すること。
3. 活動の終了後も、地域社会の人々が自力で取り組んでいくことができること。
4. 7つの重点分野のいずれかに該当するプロジェクトであること。
5. 持続可能性があり、長期にわたるプロジェクトであること。
6. 持続性のある成果をあげ、かつ、その成果を測定する基準を策定すること。
   （可能な限り複数）
7. 2ヶ国以上のクラブ又は地区が参加する、国際プロジェクトであること。
8. ロータリークラブが存在する国および地域のプロジェクトであること。
9. 地区へのDDF申請書・事業計画書の妥当性（記述内容・署名等）
   （地区への提出申請書はすべて日本語で記入する）
10. 見積書・仕様書・カタログ等の証憑書類の妥当性（必要に応じて写真添付）
11. 総事業予算額30,000ドル以上、WF授与額200,000ドルまでの事業。
12. 寄贈品等の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定がされていること。
13. 実施国のロータリークラブの役割りが明確であること。
14. 「授与と受諾の条件」による制約事項

※詳細は「グローバル補助金授与と受諾の条件」参照

1. クラブが準備をしなければならないこと

1	●MOUを地区と取り交わします。MOUとは、Memorandum of Understandingのことで覚書のことです。この覚書を地区と取り交わして参加資格を取得していませんと、ロータリー財団のプログラムを行うことができません。いつプログラムに参加しても良いように、クラブは必ず地区とこのMOUを取り交わしてください。MOUを取り交わす条件がいくつかありますので、クラブは事前にこの準備をしておく必要があります。署名は、会長と会長エレクトの２名が行うことになっています。尚、クラブ会長、会長エレクト、または、クラブが任命した代表者が、補助金管理および参加資格に関する研修会・セミナーに参加することが義務付けられています。
2	●補助金の申請時期 クラブから申請のあったプロジェクトを地区のロータリー財団委員会で審査し、補助金交付額を確定します。地区申請条件を確認し期日までに申請してください。
3	●人道的プロジェクト・奨学金・職業研修(VTT)などにグローバル補助金を充てることができます。こちらの補助金は、原則として1年間を通して申請をすることができますが、その内容によっては申請時期を十分に注意する必要があります。
4	●グローバル補助金を使ったプロジェクトを行う場合、MOUにも記載されている通り、クラブは、プロジェクト毎にグローバル補助金専用の銀行口座を設けなければなりません。グローバル補助金を利用するプロジェクトを立案する際には、事前にこの専用口座を開設しておいてください。
5	●地区補助金は申請時期が決められておりますのでクラブの社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、そしてロータリー財団委員長など、ロータリー財団の補助金を利用するプロジェクトを行う上で、重要なポストの方の任命を早める必要があるかと思います。会長エレクト、幹事エレクトの皆様は、この点を好くご理解いただき、早めの準備をお願いいたします。

クラブの参加資格

クラブは補助金プログラムに参加するために、財団の定めるクラブ覚書を読み、これに同意し、署名をして地区へ提出しなければなりません。
地区は毎年、クラブの参加資格認定を行います。
クラブの参加資格に関する要点を次にまとめました。

クラブの参加資格

目　的	参加資格は、財団の補助金を管理するにあたり、クラブに適切な財務、法律、資金管理の制度が整っていることを確認するために定められています。
要件内容	●地区が参加資格を満たしていること。 ●クラブが補助金を受け取るための専用銀行口座を設け、その銀行口座の受取人情報を地区に提供する。 ●入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳の整備と保存を確実にする。 ●収入と支出の明細書を別々に管理する。 ●補助金に関連する銀行明細書を保管する。 ●補助金の支出に関連する帳票と全領収書を法律に従い必要期間保管する。 ●財団の定める授与と受諾の条件を順守し、適正に補助金資金を使用し、中間報告書、最終報告書ならびに提出必要書類(領収書や銀行明細書等)を遅滞なく地区へ提出する。 ●クラブは、地区の行う補助金の適正使用調査、補助金会計調査に全面的に協力する。 ●地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席し、覚書を読み、これに同意する。 ●クラブ会長とクラブ会長エレクトは、クラブの参加資格条件を満たし、これを順守し、確実に維持することを書面にて誓約し、署名して地区へ提出する。
備　考	●クラブに参加資格を与えるのは、地区の責務です。(毎年、更新する必要がある) ●クラブの覚書〈クラブの参加資格認定・覚書（MOU）〉は、2840地区HPをご覧ください。

1. 地区役員の責務

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、ロータリー財団補助金の適切な使用の監督に加え、クラブと地区の参加資格認定について主要な責任を有する。地区役員の責務には、以下が含まれる。

1. 地区とクラブの参加資格認定を実施、管理、維持する。
2. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の対象と適切な補助金管理の慣行に沿って扱われるようにする。
3. 地区補助金、グローバル補助金の授与と受諾の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してロータリアンを指導する。
4. 補助金に関する全ての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

2. クラブの参加資格認定

地区は、地区内クラブの参加資格認定を行う責任を有する。参加資格の条件として、クラブは「クラブの覚書（MOU）」に同意し、クラブから少なくとも会員一人を地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席させなければならない。

A. クラブがグローバル補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。（2840地区は義務としている）

B. 地区は、関係する地元の法律や地区特有の事情を考慮し、クラブの資格認定に追加要件を設けることが出来る。追加要件は、地区内すべてのクラブが満たすことのできるものでなければならない。

C. 地区は、地区補助金の資金を、地区内外の参加資格を得ていないクラブに配分してもよい。ただし、これらの補助金の使用については、地区がその責任を有する。参加資格を得ていないクラブが、適用されるすべてのロータリー財団の方針〈ロータリー財団地区補助金の授与と受諾の条件の条件を含む〉に従わなかった場合、地区の参加資格が失われる恐れがある。

MEMO

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2013-2014年度版）〈初版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
委　員　長　牛久保哲男
副　委　員　長　伊能　富雄
補助金委員会　委員長　森田　高史
資金管理委員会委員長　藤丸　兼一

■初版発行日　2013年11月1日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2014-2015年度版）〈第2版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
委　員　長　牛久保哲男
アドバイザー　高木貞一郎
副　委　員　長　伊能　富雄
補助金委員会　委員長　森田　高史
地区補助金　委員長　下井田秀一
グローバル補助金委員長　大島　秀夫
資金管理委員会委員長　藤丸　兼一

■第2版発行日　2014年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2015-2016年度ダイジェスト版）〈第3版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
委　員　長　伊能　富雄
アドバイザー　牛久保哲男
補助金委員会　委員長　森田　高史
地区補助金　委員長　下井田秀一
グローバル補助金委員長　大島　秀夫
資金管理委員会委員長　藤丸　兼一

■第3版ダイジェスト版発行日
2015年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2016-2017年度ダイジェスト版）〈第4版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　伊能　富雄
補助金委員会　委員長　下井田秀一
地区補助金　委員長　山田　利和
グローバル補助金委員長　津久井　功
資金管理委員会委員長　渋澤　誠

■第4版ダイジェスト版発行日
2016年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2017-2018年度ダイジェスト版）〈第5版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　伊能　富雄
補助金委員会　委員長　板垣　忍
地区補助金　委員長　山田　利和
グローバル補助金委員長　津久井　功
資金管理委員会委員長　渋澤　誠

■第5版ダイジェスト版発行日
2017年8月19日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2018-2019年度ダイジェスト版）〈第6版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　板垣　忍
補助金委員会　委員長　山田　利和
地区補助金　委員長　今井　幸吉
グローバル補助金委員長　津久井　功
資金管理委員会委員長　渋澤　誠

■第6版ダイジェスト版発行日
2018年8月4日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2019-2020年度ダイジェスト版）〈第7版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　板垣　忍
補助金委員会　委員長　山田　利和
地区補助金　委員長　石川　好男
グローバル補助金委員長　津久井　功
資金管理委員会委員長　川口　修平

■第7版ダイジェスト版発行日
2019年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2020-2021年度ダイジェスト版）〈第8版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　板垣　忍
補助金委員会　委員長　今井　幸吉
地区補助金　委員長　石川　好男
グローバル補助金委員長　小比木正博
資金管理委員会委員長　川口　修平

■第8版ダイジェスト版発行日
2020年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2021-2022年度ダイジェスト版）〈第9版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　今井　幸吉
補助金委員会　委員長　菊川　善明
地区補助金　委員長　石川　好男
グローバル補助金委員長　小比木正博
資金管理委員会委員長　福島　敬仁

■第9版ダイジェスト版発行日
2021年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2022-2023年度版）〈第10版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　今井　幸吉
補助金委員会　委員長　菊川　善明
地区補助金　委員長　小林　匡美
グローバル補助金委員長　ランドルフ留利子
資金管理委員会委員長　福島　敬仁
協　　力　ロータリー情報研究会

■第10版ダイジェスト版発行日
2022年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2023-2024年度版）〈第11版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　牛久保哲男
委　員　長　今井　幸吉
副委員長　小林　洋樹
地区補助金　委員長　小林　匡美
グローバル補助金委員長　ランドルフ留利子
資金管理委員会委員長　福島　敬仁
協　　力　ロータリー情報研究会

■第11版ロータリー財団ハンドブック発行日
2023年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2024-2025年度版）〈第12版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　森田　高史
委　員　長　小林　洋樹
副委員長　小林　匡美
地区補助金　委員長　唐沢　健二
グローバル補助金委員長　ランドルフ留利子
資金管理委員会委員長　上柿　敬一
協　　力　ロータリー情報研究会

■第12版ロータリー財団ハンドブック発行日
2024年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（2025-2026年度版）〈第13版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　森田　高史
委　員　長　小林　洋樹
副委員長　石井　英智
地区補助金　委員長　唐沢　健二
グローバル補助金委員長　石川　好男
資金管理委員会委員長　金井　利明
協　　力　ロータリー情報研究会

■第13版ロータリー財団ハンドブック発行日
2025年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
（保存版）〈第14版〉

■企画編集・制作■
ロータリー財団委員会
アドバイザー　森田　高史
委　員　長　小林　洋樹
副委員長　石井　英智
地区補助金　委員長　唐沢　健二
グローバル補助金委員長　石川　好男
資金管理委員会委員長　上柿　敬一
協　　力　ロータリー情報研究会

■第14版ロータリー財団ハンドブック発行日
2026年8月20日

The Rotary Foundation

国際ロータリー第2840地区